

## 2) 新予防給付への参入意向

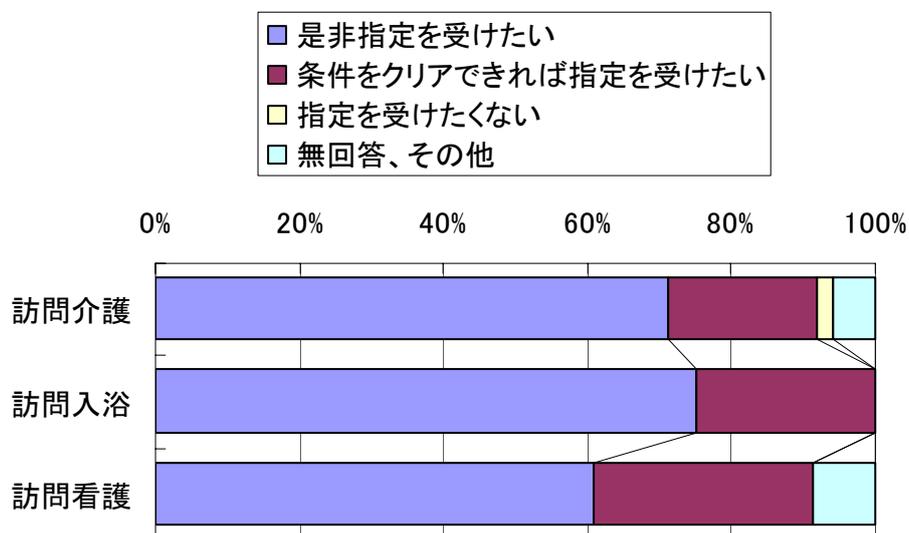
### 2-1. 新予防給付への参入意向

質問 介護予防訪問介護（訪問入浴介護、訪問看護）の指定を受ける意向はありますか？

- (1) 是非指定を受けたい
- (2) 条件をクリアできれば、指定を受けたい
- (3) 指定を受けたくない

#### 調査結果

	訪問介護		訪問入浴		訪問看護	
(1)	62	71%	3	75%	14	61%
(2)	18	21%	1	25%	7	30%
(3)	2	2%	0	0%	0	0%
未回答、他	5	6%	0	0%	2	9%
小計	87		4		23	



回答した訪問系事業所の大多数が介護予防サービスへの参入を前向きに検討している。なお、訪問入浴介護の回答数は少ないが、訪問入浴を利用する要支援、要介護1は極めて稀であるため、特段の配慮を検討する必要は薄いと思われる。

## 2) 新予防給付への参入意向

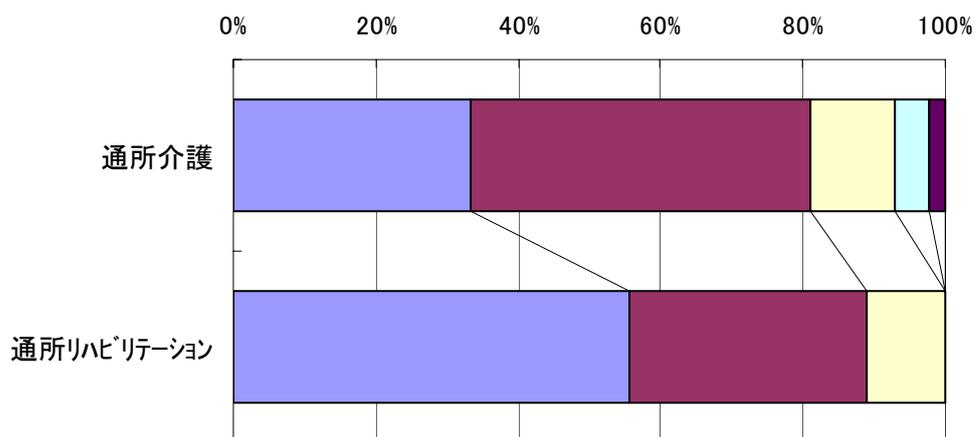
### 2-1. 新予防給付への参入意向

質問 介護予防通所介護（通所リハビリテーション）の指定を受ける意向はありますか？

1. 是非指定を受けたい
2. 通所介護(通所リハビリテーション)と同じ時間に同じ場所でサービスを提供できるなら、指定を受けたい
3. 条件をクリアできれば、指定を受けたい
4. 指定を受けたくない

	通所介護		通所リハビリテーション	
1	14	33%	5	56%
2	20	48%	3	33%
3	5	12%	1	11%
4	2	5%	0	0%
(空白)	1	2%	0	0%
小計	42		9	

- 是非指定を受けたい
- 通所介護(通所リハビリテーション)と同じ時間に同じ場所でサービスを提供できるなら、指定を受けたい
- 条件をクリアできれば、指定を受けたい
- 指定を受けたくない
- 空白



通所系の事業所で、新予防給付を検討していない事業所はほとんどない。  
特に、通所リハビリテーションの事業所は、積極的に新予防給付への参入を検討している。

#### 4-2. 小規模多機能型への転換意向

質問 現在、板橋区では短期入所サービスが不足しています。貴事業所に短期入所サービスを併設し、小規模多機能型に転換する意向はありますか？

1. 是非転換したい
2. ショートを併設したいが、小規模多機能にはしない
3. 条件をクリアできれば、転換したい
4. 意向はない・特養等に併設したデイサービスである

通所介護		
1	3	7%
2	4	10%
3	11	26%
4	19	45%
(空白)	5	12%
小計	42	

回答した通所介護事業所のうち、18の事業所でショートステイの併設が検討されている。また、要介護者が小規模多機能型居宅介護を利用する場合、他の訪問介護、通所介護、短期入所を利用できなくなることが厚生労働省より示唆されているため、ショートステイの併設を検討するものの、小規模多機能にはしない運営（通所介護＋基準該当ショートステイ）を志向する事業所も見受けられる。区内のショートステイを拡充するためには、小規模多機能型だけでなく、基準該当ショートステイによる整備も重視する必要がある。

## IV. 介護老人福祉施設への調査

### 1) 個室化、ユニットケア化への改修意向

質問 ユニットケア化、個室化のために改修工事を行なう予定はありますか？

1. 改修を行いたいと考えている
2. 条件をクリアできれば、改修工事を行ないたい
3. 改修の予定はない

	介護老人福祉施設	
1	0	0%
2	2	22%
3	7	78%
小計	9	

いくつかの施設で、ユニットケア化、個室化のための改修工事を視野に入れている。

### 2) サテライト形式を援用した小規模介護老人福祉施設への参入意向

質問 小規模特養をサテライト型で展開する意欲はありますか？

参考資料を参照の上、ご回答ください。

1. 展開する予定がある。
2. 土地が確保できれば展開したい。
3. 条件をクリアできれば、展開したい。
4. 展開の予定はない。

	介護老人福祉施設	
1	0	0%
2	3	33%
3	0	0%
4	6	67%
小計	9	

いくつかの施設では、土地が確保できれば、サテライト形式を援用した小規模介護老人福祉施設への参入を検討したいと回答している。

巻末資料6 介護予防関連資料 軽度要介護者の状況

1 人数

板橋区の要介護者  
(平成16年3月末)

	要介護者数	比率
全体	14,287	100.0%
要支援	2,033	14.2%
要介護1	4,581	32.1%
小計	6,614	46.3%

← 約半数が該当します

2 サービス利用

① 在宅と施設

	在宅	施設	小計
要支援	1,040	3	1,043
要介護1	3,188	126	3,314
小計	4,228	129	4,357

ほぼ全員が在宅サービス利用者です。

② ケアプラン作成

	平均利用品目数
要支援	1.1
要介護1	1.4
全体	1.8

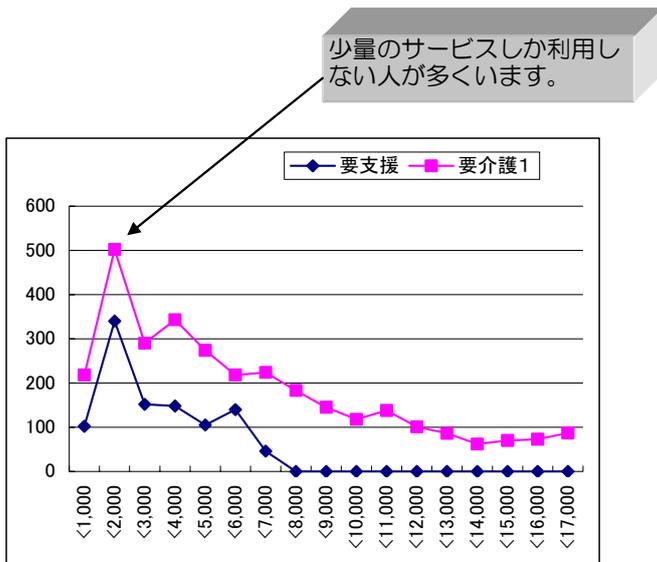
利用品目は、全体と比較してやや少なめです。

③ 平均利用単位

	平均利用単位	利用限度額比
要支援	2,908	47%
要介護1	5,921	36%

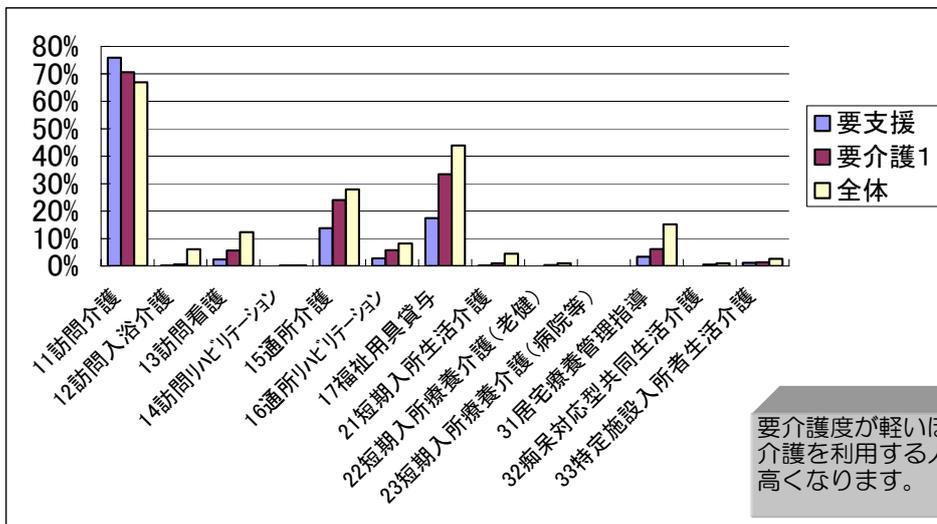
④ 利用単位数の状況

	要支援	要介護1
<1,000	102	218
<2,000	340	502
<3,000	152	290
<4,000	148	343
<5,000	105	274
<6,000	140	218
<7,000	46	224
<8,000	0	183
<9,000	0	145
<10,000	0	118
<11,000	0	138
<12,000	0	101
<13,000	0	86
<14,000	0	62
<15,000	0	70
<16,000	0	73
<17,000	0	87



### ⑤ 利用している在宅サービス

各サービス利用者数	要支援	比率	要介護1	比率	全体	比率
11訪問介護	789	75.9%	2,250	70.6%	5,810	66.9%
12訪問入浴介護	1	0.1%	18	0.6%	529	6.1%
13訪問看護	25	2.4%	179	5.6%	1,070	12.3%
14訪問リハビリテーション	0	0.0%	4	0.1%	22	0.3%
15通所介護	143	13.8%	765	24.0%	2,424	27.9%
16通所リハビリテーション	29	2.8%	183	5.7%	710	8.2%
17福祉用具貸与	181	17.4%	1,065	33.4%	3,809	43.9%
21短期入所生活介護	1	0.1%	32	1.0%	389	4.5%
22短期入所療養介護(老健)	0	0.0%	10	0.3%	86	1.0%
23短期入所療養介護(病院等)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
31居宅療養管理指導	35	3.4%	195	6.1%	1,314	15.1%
32痴呆対応型共同生活介護	0	0.0%	17	0.5%	87	1.0%
33特定施設入所者生活介護	12	1.2%	43	1.3%	224	2.6%
在宅サービス全体	1,040	100.0%	3,188	100.0%	8,682	100.0%

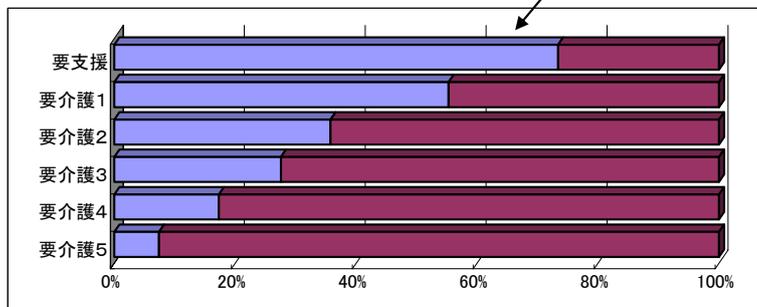


### ⑥ 訪問介護の利用状況

訪問介護利用者	全体	生活援助	比率
要支援	789	579	73%
要介護1	2,245	1,241	55%
要介護2	1,068	382	36%
要介護3	679	187	28%
要介護4	526	91	17%
要介護5	487	36	7%

要介護度の軽い人の多くが、生活援助の利用者です。

※全体の利用者には通院等乗降介助を含まず



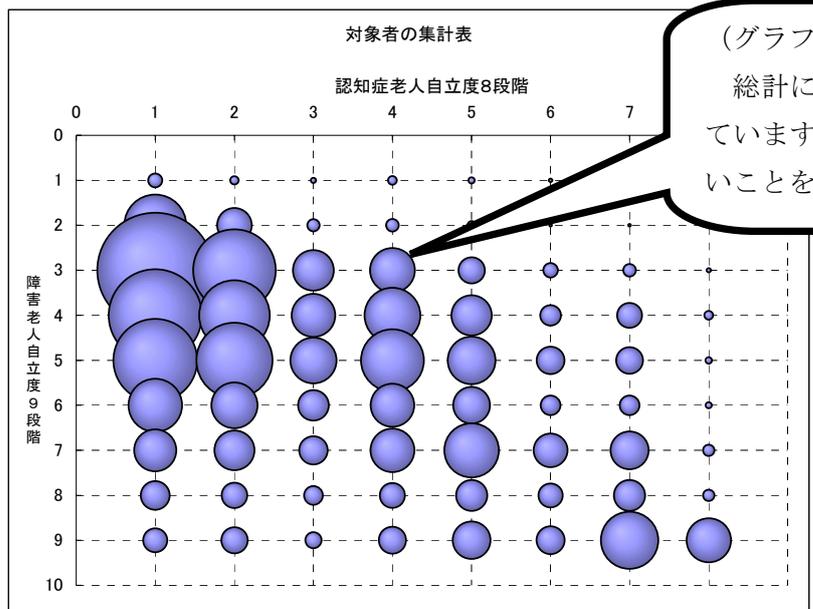
巻末資料7-1 認定データに見る認知症高齢者

認定データから見る認知症高齢者

(表の見方)

(表の見方) 横軸が認知症老人自立度、縦軸が障害老人自立度を示しています。数字は人数を表しています。

		認知症老人自立度								総計
		正常	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	
障害老人自立度		1	2	3	4	5	6	7	8	
正常	1	26	10	4	11	5	2		1	59
J1	2	501	160	21	22	10	1	1		716
J2	3	1752	892	219	264	93	28	22	3	3273
A1	4	1132	653	250	410	214	57	84	11	2811
A2	5	924	753	280	520	303	100	95	6	2981
B1	6	377	280	125	249	180	52	51	5	1319
B2	7	235	212	109	255	391	152	190	17	1561
C1	8	110	85	48	83	129	77	128	18	678
C2	9	77	93	35	99	188	105	437	257	1291
	総計	5134	3138	1091	1913	1513	574	1008	318	14689

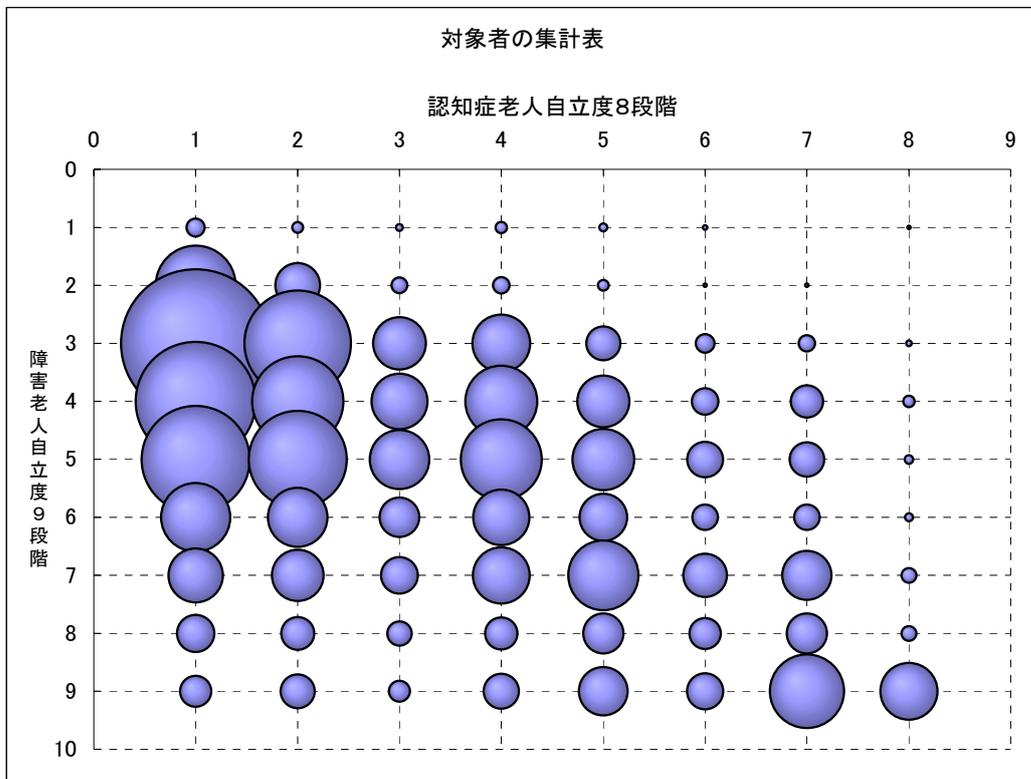


(グラフの見方)  
 総計に占める割合を円にして表しています。円が大きいほど人数が多いことを示しています。

資料A 認定データに基づくクロス集計表

平成15年4月1日～平成16年3月24日までに認定され、平成16年3月25日現在でも給付マスタに記載されている者を抽出し、平成16年4月審査の給付実績から、介護サービスの利用状況などを分析した

		認知症老人自立度								総計
		正常	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	
障害老人自立度		1	2	3	4	5	6	7	8	
正常	1	26	10	4	11	5	2		1	59
J1	2	501	160	21	22	10	1	1		716
J2	3	1752	892	219	264	93	28	22	3	3273
A1	4	1132	653	250	410	214	57	84	11	2811
A2	5	924	753	280	520	303	100	95	6	2981
B1	6	377	280	125	249	180	52	51	5	1319
B2	7	235	212	109	255	391	152	190	17	1561
C1	8	110	85	48	83	129	77	128	18	678
C2	9	77	93	35	99	188	105	437	257	1291
総計		5134	3138	1091	1913	1513	574	1008	318	14689

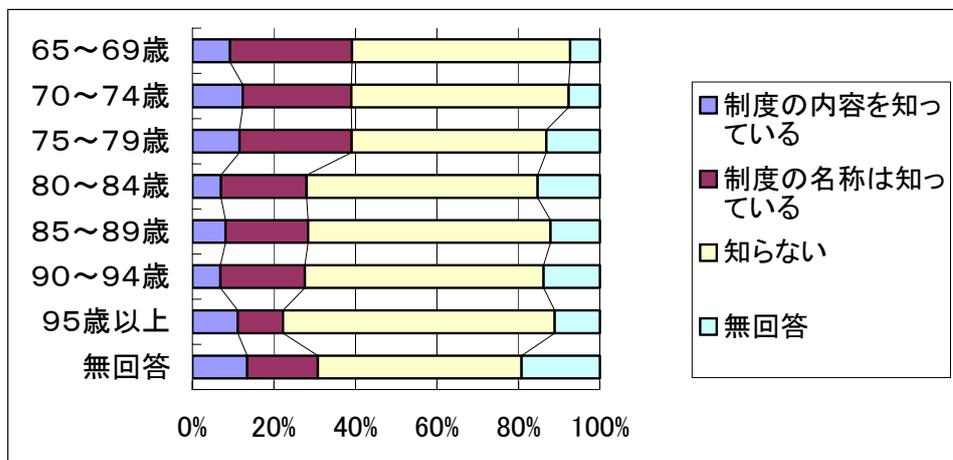


巻末資料7-2 一般高齢者調査にみられる状況

年齢と「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」の認知とのクロス表

どの年齢層でも「知らない」と答えたのが5割ほどいる。  
 「制度の名称は知っている」と合わせると7割以上の者が制度の内容は知らないことになる。制度周知の徹底が必要であると思われる。

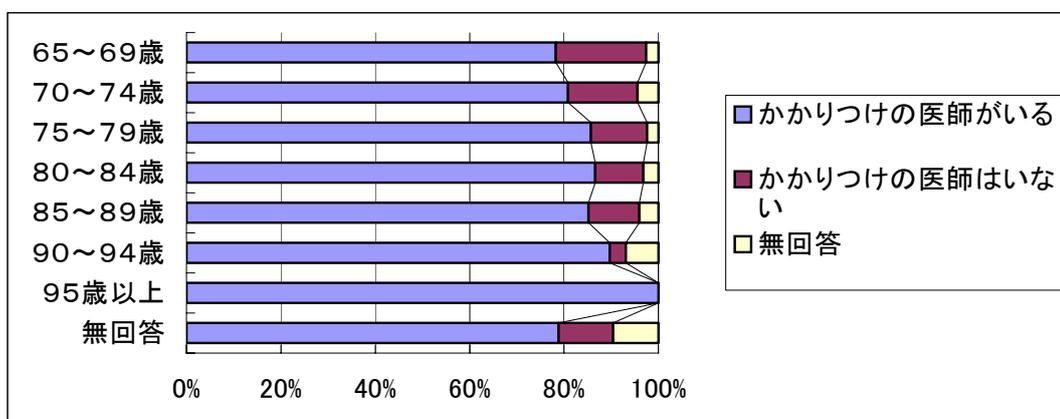
	制度の内容を知っている	制度の名称は知っている	知らない	無回答	合計
65～69歳	35	114	<b>204</b>	28	381
割合	9.2	29.9	<b>53.5</b>	7.3	100
70～74歳	53	114	<b>228</b>	33	428
割合	12.4	26.6	<b>53.3</b>	7.7	100
75～79歳	29	69	<b>120</b>	33	251
割合	11.6	27.5	<b>47.8</b>	13.1	100
80～84歳	11	33	<b>89</b>	24	157
割合	7	21	<b>56.7</b>	15.3	100
85～89歳	6	15	<b>44</b>	9	74
割合	8.1	20.3	<b>59.5</b>	12.2	100
90～94歳	2	6	<b>17</b>	4	29
割合	6.9	20.7	<b>58.6</b>	13.8	100
95歳以上	1	1	<b>6</b>	1	9
割合	11.1	11.1	<b>66.7</b>	11.1	100
無回答	7	9	<b>26</b>	10	52
割合	13.5	17.3	<b>50</b>	19.2	100
合計	144	<b>361</b>	<b>734</b>	142	1381
割合	10.4	<b>26.1</b>	<b>53.1</b>	10.3	100



年齢と相談出来るかかりつけ医師の有無とのクロス表

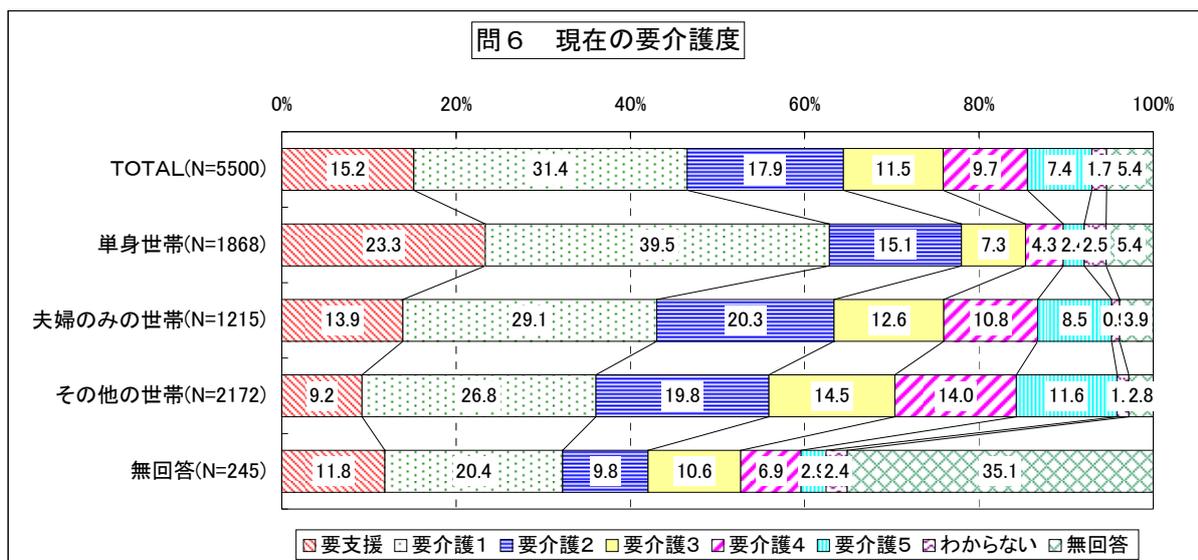
どの年齢層でも8割近くがかかりつけの医師がいる。

	かかりつけの医師がいる	かかりつけの医師はいない	無回答	合計
65～69歳	298	73	10	381
割合	78.2	19.2	2.6	100
70～74歳	346	63	19	428
割合	80.8	14.7	4.4	100
75～79歳	215	30	6	251
割合	85.7	12	2.4	100
80～84歳	136	16	5	157
割合	86.6	10.2	3.2	100
85～89歳	63	8	3	74
割合	85.1	10.8	4.1	100
90～94歳	26	1	2	29
割合	89.7	3.4	6.9	100
95歳以上	9	0	0	9
割合	100	0	0	100
無回答	41	6	5	52
割合	78.8	11.5	9.6	100
合計	1134	197	50	1381
割合	82.1	14.3	3.6	100



## 巻末資料8-1 介護サービス利用者調査に見る独居要介護者の分析

本分析は、本年度の介護サービス利用者調査結果から、  
独居要介護者に関する部分に特化して分析したものである。

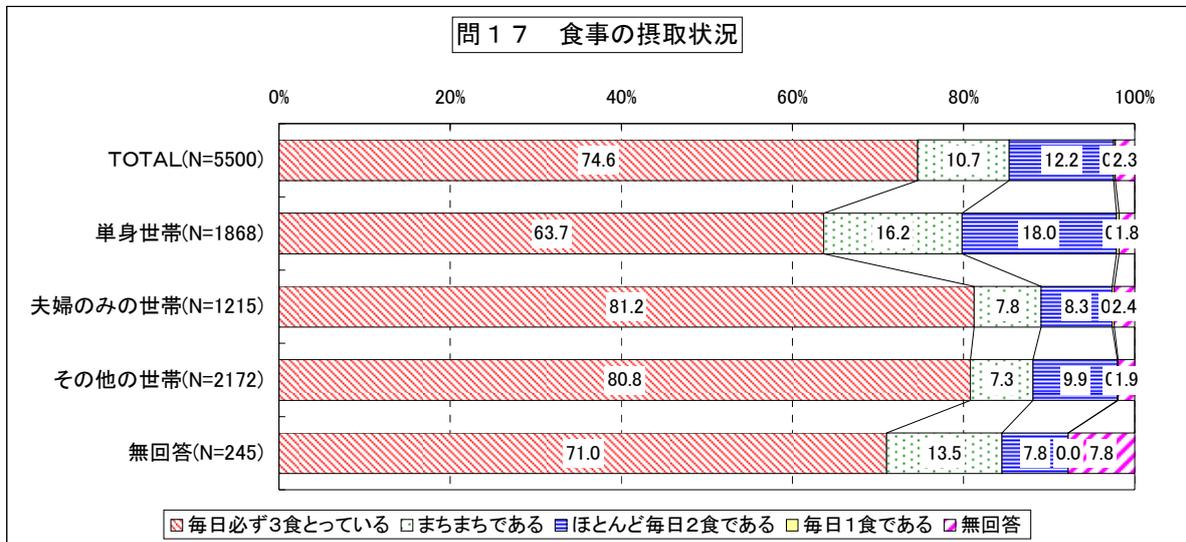


問6 現在の要介護度  
表例: 問4 現在の世帯構成

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	わから	無回答
TOTAL (N=5500)	15.2	31.4	17.9	11.5	9.7	7.4	1.7	5.4
単身世帯 (N=1868)	23.3	39.5	15.1	7.3	4.3	2.4	2.5	5.4
夫婦のみの世帯 (N=1215)	13.9	29.1	20.3	12.6	10.8	8.5	0.9	3.9
その他の世帯 (N=2172)	9.2	26.8	19.8	14.5	14.0	11.6	1.3	2.8
無回答 (N=245)	11.8	20.4	9.8	10.6	6.9	2.9	2.4	35.1

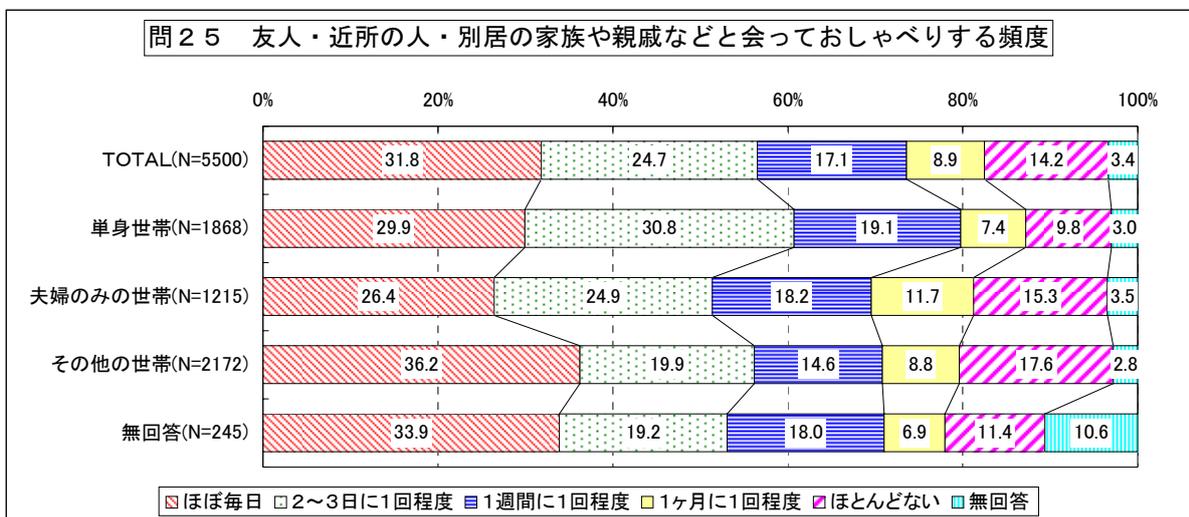
問4-1 ひとり暮らしで不安に感じること(複数回答)

	TOTAL	健康面 (要介護 状態の 悪化等)	生計面 (経済的 に苦しく なること)	防犯・防 災(避難 場所が わからな い)	住居(老 朽化、高 齢者向き でない)	隣近所と の関係 (付き合い があまり ない等)	親族との 関係(行 き来がな い等)	その他	不安なこ とは特に ない	無回答
		1868	1232	339	511	312	237	160	94	148
TOTAL	100	66	18.1	27.4	16.7	12.7	8.6	5	7.9	3.2



問17 食事の摂取状況  
表側:問4 現在の世帯構成

	毎日必ず3食とっている	まちまちである	ほとんど毎日2食である	毎日1食である	無回答
TOTAL(N=5500)	74.6	10.7	12.2	0.2	2.3
単身世帯(N=1868)	63.7	16.2	18.0	0.3	1.8
夫婦のみの世帯(N=1215)	81.2	7.8	8.3	0.2	2.4
その他の世帯(N=2172)	80.8	7.3	9.9	0.1	1.9
無回答(N=245)	71.0	13.5	7.8	0.0	7.8

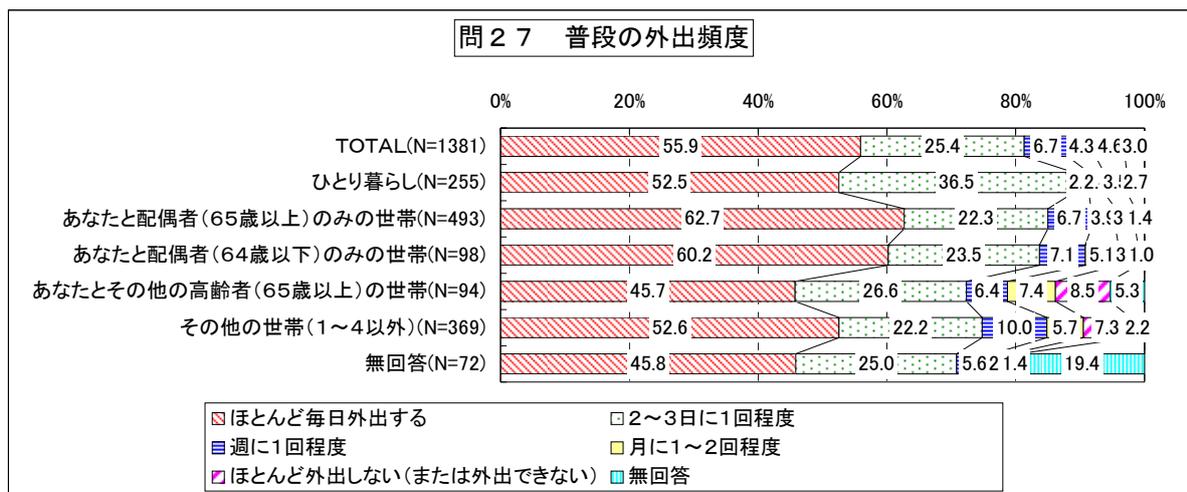


問25 友人・近所の人・別居の家族や親戚などとおしゃべりする頻度  
表側:問4 現在の世帯構成

	ほぼ毎日	2~3日に1回程度	1週間に1回程度	1ヶ月に1回程度	ほとんどない	無回答
TOTAL(N=5500)	31.8	24.7	17.1	8.9	14.2	3.4
単身世帯(N=1868)	29.9	30.8	19.1	7.4	9.8	3.0
夫婦のみの世帯(N=1215)	26.4	24.9	18.2	11.7	15.3	3.5
その他の世帯(N=2172)	36.2	19.9	14.6	8.8	17.6	2.8
無回答(N=245)	33.9	19.2	18.0	6.9	11.4	10.6

## 巻末資料8-2 一般高齢者調査に見る独居者の分析

本分析は、本年度の一般高齢者調査結果から、  
独居者に関する部分に特化して分析したものである。



問27 普段の外出頻度

表側:問6 同居家族

	ほとんど毎日外出する	2~3日に1回程度	週に1回程度	月に1~2回程度	ほとんど外出しない(または外出できない)	無回答
TOTAL(N=1381)	55.9	25.4	6.7	4.3	4.6	3.0
ひとり暮らし(N=255)	52.5	36.5	2.4	2.4	3.5	2.7
あなたと配偶者(65歳以上)のみの世帯(N=493)	62.7	22.3	6.7	3.9	3.0	1.4
あなたと配偶者(64歳以下)のみの世帯(N=98)	60.2	23.5	7.1	5.1	3.1	1.0
あなたと他の高齢者(65歳以上)の世帯(N=94)	45.7	26.6	6.4	7.4	8.5	5.3
その他の世帯(1~4以外)(N=369)	52.6	22.2	10.0	5.7	7.3	2.2
無回答(N=72)	45.8	25.0	5.6	2.8	1.4	19.4

表頭:問35 今後板橋区が取り組むべき施策(複数回答)

表側:問6 同居家族

	TOTAL	ボランティア等地域活動の促進	身近なところで相談などがおこなえる相談窓口の充実	在宅生活が続けられるための在宅介護サービスの充実	や苦情対応等の取組	サービス利用者を守る権利擁護	健康診査・がん検診等の充実	健康維持のための訪問指導・相談等のサービスの実	ねたきり・転倒予防等介護予防の教室や講座の充実	趣味や教養等、生涯学習の充実への取組	外出しやすいまちづくり	必要なときに入所できる施設の整備	高齢者向け住宅対策の促進	その他	無回答
TOTAL	1381	251	731	625	305	529	296	185	306	426	843	376	52	189	
	100	18.2	52.9	45.3	22.1	38.3	21.4	13.4	22.2	30.8	61	27.2	3.8	13.7	
ひとり暮らし	255	39	135	109	64	73	54	32	62	75	151	96	14	41	
	100	15.3	52.9	42.7	25.1	28.6	21.2	12.5	24.3	29.4	59.2	37.6	5.5	16.1	
あなたと配偶者(65歳以上)のみの世帯	493	104	287	254	115	218	120	73	118	145	316	133	19	53	
	100	21.1	58.2	51.5	23.3	44.2	24.3	14.8	23.9	29.4	64.1	27	3.9	10.8	
あなたと配偶者(64歳以下)のみの世帯	98	23	45	33	16	34	17	11	16	30	58	26	3	13	
	100	23.5	45.9	33.7	16.3	34.7	17.3	11.2	16.3	30.6	59.2	26.5	3.1	13.3	
あなたとその他の高齢者(65歳以上)の世帯	94	14	43	36	23	30	17	12	17	22	59	26	3	17	
	100	14.9	45.7	38.3	24.5	31.9	18.1	12.8	18.1	23.4	62.8	27.7	3.2	18.1	
その他の世帯(1~4以外)	369	64	194	170	78	159	77	51	81	140	223	82	13	39	
	100	17.3	52.6	46.1	21.1	43.1	20.9	13.8	22	37.9	60.4	22.2	3.5	10.6	
無回答	72	7	27	23	9	15	11	6	12	14	36	13	0	26	
	100	9.7	37.5	31.9	12.5	20.8	15.3	8.3	16.7	19.4	50	18.1	0	36.1	

## 巻末資料9 公的介護サービス・介護予防サービス一覧

### (1) 要介護者が利用できるサービス

#### ①在宅系 指定サービス

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	介護福祉士等が、要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護(身体介護)、その他日常生活上の世話(生活援助)、通院等乗降の介助を行う。
訪問入浴介護	要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助を行う。
訪問 リハビリテーション	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者に対し、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、必要なリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行う。
通所介護	要介護者が、デイサービスセンター等に通い、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
通所 リハビリテーション	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要介護者が、介護老人保健施設、病院等に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを受ける。
短期入所生活介護	要介護者が、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

サービスの種類	サービスの内容
短期入所療養介護	病状が安定期にある要介護者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。
福祉用具貸与	要介護者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与する。① 車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤じょく瘡予防用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫ 移動用リフト
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具を要介護者が購入したとき、区が必要と認めた場合に、費用の9割相当額を支給する。①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
居宅介護住宅改修費	小規模な住宅改修を要介護者が行ったとき、区が必要と認めた場合に、費用の9割相当額を支給する。 ①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材取替え ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅

## ②在宅系 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	要介護者に対し、夜間において定期的な巡回、もしくは通報により介護福祉士等が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護を行なう。
認知症対応型通所介護	要介護者で認知症である者が、デイサービスセンター等に通り、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
小規模多機能型居宅介護	要介護者が、そのものの心身や環境に応じて、要介護者の居宅で訪問を受け、又はサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊することで、入浴、排泄、食事等の介護を受け、もしくは機能訓練を受ける。

### ③居住系 指定サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設	入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	入所する病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型 医療施設	入所する病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。
特定施設 入居者生活介護	入所する要介護者等が、当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受ける。

### ④居住系 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
認知症対応型 共同生活介護	要介護者で認知症である者に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受ける。
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	介護専用型特定施設で定員が29名以下であるものに入居している要介護者に対し、当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受ける。
地域密着型 介護老人福祉施設	介護老人福祉施設で定員が29名以下であるものに入居している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

## ⑤ マネジメント

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護支援	要介護者が、居宅サービス等を適切に利用できるように、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。また、そのサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整や便宜の提供を行うとともに、居住系サービスへの入所を要する場合には、各サービスへの紹介やその他の便宜の提供を行う。

## (2) 要支援者が利用できるサービス

### ①在宅系 指定サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護予防 訪問介護	介護福祉士等が要支援者の居宅を訪問して、介護予防を目的として、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話の介助を行う。
介護予防 訪問入浴介護	要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防 訪問看護	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援者に対し、介護予防を目的として、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助を行う。
介護予防 訪問 リハビリテーション	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援者に対し、介護予防を目的として、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、必要なリハビリテーションを行う。
介護予防 居宅療養管理指導	病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として療養上の管理と指導を行う。
介護予防 通所介護	要支援者が、介護予防を目的として、デイサービスセンター等通い、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
介護予防 通所 リハビリテーション	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援者が、介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院等に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを受ける。
介護予防 短期入所生活介護	要支援者が、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。

サービスの種類	サービスの内容
介護予防 短期入所療養介護	病状が安定期にある要支援者が、介護予防を目的として、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。
介護予防 福祉用具貸与	要支援者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を、介護予防を目的として貸与する。① 車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品 ⑤じょく瘡予防用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫ 移動用リフト
特定予防 福祉用具 販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具を要支援者が購入したとき、区が必要と認めた場合に、費用の9割相当額を支給する。①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
介護予防 住宅改修費	小規模な住宅改修を要支援者が行ったとき、区が必要と認めた場合に、費用の9割相当額を支給する。①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材取替え ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅

## ②在宅系 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護予防 認知症対応型 通所介護	要支援者で認知症である者が、デイサービスセンター等に通り、介護予防を目的として、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	要支援者が、そのものの心身や環境に応じて、介護予防を目的として、要支援者の居宅で訪問を受け、又はサービスの拠点に通い、もしくは短期間宿泊することで、入浴、排泄、食事等の介護を受け、もしくは機能訓練を受ける。

### ③居住系 指定サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護予防 特定施設 入居者生活介護	入所する要支援者が、当該施設のサービス計画に基づいて、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受ける。

### ④居住系 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	要支援者で認知症である者が、共同生活を営むべき住居において、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受ける。

### ⑤マネジメント

サービスの種類	サービスの内容
地域包括 支援センター	要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるように、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や便宜の提供を行う。
居宅介護支援	地域包括支援センターの委託を受け、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類、内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との連絡調整や便宜の提供を行う。

## 巻末資料10 地域支援事業一覧

### (1) 介護予防事業

#### ①介護予防特定高齢者施策事業

##### i. 通所型介護予防事業

サービスの種類	サービスの内容
生活機能向上支援事業	特に介護予防を必要とする高齢者に対し、いこいの家や在宅サービスセンター等で、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の維持向上等を目的としたサービスを提供する。
閉じこもり・認知症予防支援事業	軽度の認知症や閉じこもりがちな高齢者を対象に、認知症予防プログラムを含めたデイサービスを提供する。
会食サロン事業	閉じこもりがち、もしくは、栄養改善が必要な高齢者を対象として、地域の身近な場所で会食できる場所を整備する。

##### ii. 訪問型介護予防事業

サービスの種類	サービスの内容
介護予防訪問看護指導事業	訪問看護指導が必要であると認められる者、及びその家族を対象に看護師等が訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。
介護予防配食サービス事業	65歳以上の1人暮らしもしくは65歳以上のみの世帯で栄養改善もしくは見守りを目的として配食サービスを行なう。

##### iii. 介護予防特定高齢者施策評価事業

サービスの種類	サービスの内容
介護予防マネジメント評価事業	介護予防プランの点検及び事後評価の総点検を行ない、区全体の成果を分析・評価し、介護予防マネジメントの質の向上を図る。

## ②介護予防一般高齢者施策事業

### i.介護予防普及啓発事業

サービスの種類	サービスの内容
介護予防 普及啓発事業	①地域のイベントで「おたっしや 21」等を普及することで、 広く介護予防の啓発に努める。 ②介護予防講座を実施する。

### ii.地域介護予防活動支援事業

サービスの種類	サービスの内容
高齢者 健康づくり事業	高齢者のための介護予防教室、及び健康体操広場の実施します。口腔ケア等もあわせて行ないます。
介護予防 グループ支援 事業	閉じこもりがちな高齢者等に対して、介護予防を目的にグループ支援、育成事業の推進を図る。
在宅高齢者 食生活支援事業	在宅高齢者の食生活を支援するため、情報誌の発行及びセミナー等を開催し、食を通じた QOL の向上を目指し、健康寿命の延伸を図る。
介護予防スペース 「はすのみ教室」	地域の介護予防拠点。18 年度には囲碁、絵手紙、体操、体操＋栄養、料理の5コースを用意する。
地域ボランティア 養成事業	介護や介護予防の知識や技術を有し、地域でボランティア活動を行なう人材を養成する。
公衆浴場活用 介護予防事業	区内 15 ヶ所の公衆浴場で介護予防のための健康体操等を実施する。

## (2) 包括的支援事業

### ①介護予防ケアマネジメント事業

#### i. 介護予防ケアマネジメント事業

サービス種類	サービスの内容
介護予防 ケアマネジメント 推進事業	16ヶ所の地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントの総括・調整等

### ②総合相談支援事業・権利擁護事業

#### i. 地域包括支援センター運営事業

サービスの種類	サービスの内容
地域包括 支援センター 運営事業	①地域包括支援センターの運営委託 ②地域包括支援センター運営協議会の運営

#### ii. 総合相談支援事業・権利擁護事業

サービスの種類	サービスの内容
相談・支援事業	①高齢者の福祉・保健・医療の総合相談及び支援 ②認知症専門相談、高齢者虐待専門相談室等
もの忘れ相談 事業	地域包括支援センターで実施する認知症の相談事業

### ③包括的・継続的マネジメント事業

#### i. 包括的・継続的マネジメント事業

サービスの種類	サービスの内容
主任 ケアマネジャー 支援事業	主任ケアマネジャー等を対象として「ケアマネジメント」や「問題解決の方法」に関する研修・事例検討会を実施する。

### (3) 任意事業

#### ①介護給付費等適正化事業

##### i. 介護給付費等適正化事業

サービスの内容	サービスの種類
苦情・相談室 事業	第三者の立場で専門家が介護に関する苦情や相談を受け付ける。

#### ②家族介護支援事業

##### i. 認知症高齢者見守り事業

サービスの内容	サービスの種類
認知症高齢者 徘徊探索 サービス事業	認知症により徘徊のある高齢者を介護する家族を対象に、PHSの通信網を利用して高齢者の居場所を探索するサービスを提供する。
認知症高齢者等 外出支援 サービス事業	認知症高齢者等の生活の質の向上、及び家族介護者支援を目的とした外出援助サービス。

#### ③その他の事業

##### i. 成年後見制度利用支援事業

サービスの内容	サービスの種類
成年後見制度 利用支援事業	認知症等で成年後見が必要ではあるが、親族等に適切な後見人がいない場合、区長が成年後見を申し立てる。

##### ii. 福祉用具・住宅改修支援事業

サービスの内容	サービスの種類
福祉用具専門的 技術支援事業	①介護の軽減や自立支援の鍵となる福祉用具に関する情報提供及び総合相談 ②介護知識や福祉用具の専門的技術支援

## 巻末資料. 11 板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱

平成 14 年 12 月 27 日 区長決定

(設置)

第 1 条 板橋区の介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、板橋区介護保険事業計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること。
- (2) 介護保険事業全般の評価及び課題の検討に関すること。
- (3) 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- (4) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (5) その他介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者 16 名以内とし、区長が委嘱または任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 介護保険事業者
- (5) 被保険者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の議を経たときは非公開とすることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、委員会の下に専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行うために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要に応じて開催することとし、区関係職員で構成する。

3 委員長は、前項の規定にかかわらず、専門的かつ具体的な検討又は調査分析を行うために必要な者を専門部会の委員とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

卷末資料12. 事業計画委員会委員名簿及び審議経過

第3期板橋区介護保険事業計画委員会委員名簿

		委嘱日	氏名	所属等
1	委員長	平成15年7月1日	京極高宣	国立社会保障・人口問題研究所 所長 前 日本社会事業大学 学長
2	副委員長	平成15年7月1日	中島健一	日本社会事業大学 教授
3	委員	平成15年7月1日	今村聡	板橋区医師会 監事
4	委員	平成15年7月1日	市川豊	板橋区歯科医師会 副会長
		平成17年5月20日	岡野昌治	
5	委員	平成15年7月1日	松野榮仁	板橋区薬剤師会 会長
6	委員	平成15年7月1日	新井蓉子	板橋区民生・児童委員協議会
		平成16年4月21日	深町聡子	
7	委員	平成15年7月1日	新村信也	板橋区社会福祉協議会 事務局長
		平成16年4月28日	木村靖男	
		平成17年5月17日	田中幸子	
8	委員	平成15年7月1日	佐々木令三	特定非営利活動法人 (健やかネットワーク)副理事長
9	委員	平成15年7月1日	山口昭憲	介護保険施設 (介護老人保健施設)代表
10	委員	平成15年7月1日	溝口光世	介護支援専門員 (板橋区ケアマネジャー研究協議会)代表
11	委員	平成15年7月1日	阿部修	訪問介護員 (板橋区訪問介護従事者研究協議会)代表
12	委員	平成15年7月1日	小澤正己	板橋区町会連合会(仲宿支部長)
13	委員	平成15年7月1日	安井貴代子	板橋区老人クラブ連合会(常任理事)
14	委員	平成15年7月1日	小山純夫	公募委員(第1号被保険者)
15	委員	平成15年7月1日	戸田眞知子	公募委員(第2号被保険者)
16	委員	平成15年7月1日	鈴木育子	公募委員(第2号被保険者)

審議経過

	開催日	審議内容
第1回	平成 15 年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期介護保険事業計画の概要</li> <li>・介護保険事業特別会計の概要</li> </ul>
第2回	平成 15 年 12 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期介護保険事業の報告</li> <li>・介護保険サービス利用意向調査結果</li> <li>・板橋区特別養護老人ホーム入所指針の策定について</li> <li>・社会保障審議会介護保険部会での議事次第</li> </ul>
第3回	平成 16 年3月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年上半期介護保険事業の概要</li> <li>・第2期介護保険事業計画の推進に向けた取組み状況</li> <li>・社会保障審議会介護保険部会での見直し</li> </ul>
第4回	平成 16 年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年介護保険事業の概要</li> <li>・グループホーム・有料老人ホーム 利用者・事業者調査結果</li> <li>・社会保障審議会介護保険部会報告(概要)</li> </ul>
第5回	平成 16 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設調査結果</li> <li>・介護保険事業計画委員会の部会設置及び運営</li> <li>・板橋区有料老人ホーム設置指導要綱について</li> <li>・介護保険制度見直しにおける現状報告</li> </ul>
第6回	平成 17 年3月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法案の概要</li> <li>・介護保険事業計画の骨子案</li> <li>・介護保険利用者サービス調査結果</li> <li>・介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の開設について</li> </ul>
第7回	平成 17 年5月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年度介護保険事業の概要(暫定版)</li> <li>・介護保険制度開始5年間の概要(暫定版)</li> <li>・介護保険事業計画の「基本的な考え方」</li> <li>・介護予防部会、認知症ケア部会の中間報告</li> <li>・地域密着型サービス参入事業者の公募について</li> </ul>

	開催日	審議内容
第8回	平成 17年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間のまとめの素案」</li> <li>・介護予防部会の報告</li> <li>・認知症ケア部会の報告</li> <li>・地域密着ケア部会の経過報告</li> <li>・平成 18 年度の施設・居住系サービスについて</li> </ul>
第9回	平成 17 年8月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間のまとめの素案」</li> <li>・地域密着ケア部会の検討状況</li> <li>・介護報酬等の見直しに係わる諮問の概要</li> <li>・地域密着型サービス事業者公募の実施状況</li> </ul>
第 10 回	平成 17 年9月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間のまとめ」(案)</li> <li>・介護保険事業の概要(制度開始5年間)</li> <li>・地域説明会の概要</li> </ul>
第 11 回	平成 17 年 12 月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「板橋区第3期介護保険事業計画」(素案)</li> <li>・パブリックコメントの公表</li> <li>・地域密着ケア部会の報告</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会の設置について</li> </ul>
第 12 回	平成 18年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「板橋区第3期介護保険事業計画」(案)</li> </ul>

## 巻末資料13. 専門部会委員名簿及び審議経過

### 1. 介護予防部会

		任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成16年12月21日	今村 聡	板橋区医師会
2	委員	平成16年12月21日	山口 昭憲	介護老人保健施設エーデルワイス
3	委員	平成16年12月21日	山本 竜也	三園在宅介護支援センター
4	委員	平成16年12月21日	小林 万里	おとしより保健福祉センター介護予防推進係長 前 おとしより保健福祉センター相談支援係長
5	委員	平成16年12月21日	栗津原 昇	おとしより保健福祉センター理学療法担当係長
6	委員	平成16年12月21日	水野 雅哉	板橋健康福祉センター高齢者福祉係長
7	委員	平成16年12月21日	上平 登母美	板橋健康福祉センター歯科衛生担当係長
8	委員	平成16年12月21日	左藤 恵子	赤塚健康福祉センター保健指導係長
9	委員	平成16年12月21日	和田 アツ子	赤塚健康福祉センター栄養指導担当係長
10	委員	平成16年12月21日	渡辺 芳子	志村健康福祉センター保健指導係副係長
11	委員	平成16年12月21日	松尾 隆	高島平健康福祉センター医科担当係長
12	委員	平成16年12月21日	日下部 尚	介護保険課認定係長

	開催日	検討の内容
第1回	平成17年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防事業者に関する現状</li> <li>介護予防事業推進検討会の報告</li> <li>介護予防の課題</li> </ul>
第2回	平成17年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>板橋区における地域リハビリテーションのあり方の報告</li> <li>介護予防の課題、今後の方向性</li> </ul>
第3回	平成17年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防部会報告書(案)</li> </ul>

## 2. 認知症ケア部会

		任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成16年12月21日	小山 恵子	東京都老人医療センター
2	委員	平成16年12月21日	弓倉 整	板橋区医師会
3	委員	平成16年12月21日	木村 靖男	板橋区社会福祉協議会
		平成17年4月4日	田中 幸子	
4	委員	平成16年12月21日	坂本 寛	介護老人福祉施設ケアタウン成増
5	委員	平成16年12月21日	石川 里美	上板橋在宅介護支援センター
6	委員	平成16年12月21日	酒井 真由美	みどりの苑高齢者在宅サービスセンター
7	委員	平成16年12月21日	阿部 修	訪問介護事業所ユーモア
8	委員	平成16年12月21日	佐川 岳雄	居宅介護支援事業所アサヒサンクリーン
9	委員	平成16年12月21日	伊藤 久雄	計画推進課施設整備係長
10	委員	平成16年12月21日	西尾 弘美	保健サービス課保健推進係
11	委員	平成16年12月21日	松島 直美	板橋健康福祉センター保健指導係 前 おとしより保健福祉センター相談支援係
12	委員	平成16年12月21日	高橋 武久	赤塚健康福祉センター高齢者福祉係長

	開催日	検討の内容
第1回	平成17年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>板橋区認知症高齢者の現状</li> <li>認知症ケアの課題</li> </ul>
第2回	平成17年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症ケアの課題及び今後の方向性</li> </ul>
第3回	平成17年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症ケア部会報告書(案)</li> </ul>

### 3. 地域密着ケア部会

		任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成16年12月21日	中島 健一	日本社会事業大学
2	委員	平成16年12月21日	依藤 壽	板橋区医師会
3	委員	平成16年12月21日	山田 貢	板橋区社会福祉協議会
4	委員	平成16年12月21日	溝口 光世	板橋区ケアマネジャー研究協議会
5	委員	平成16年12月21日	田畑 文子	高島平在宅介護支援センター
6	委員	平成16年12月21日	佐々木 令三	特定非営利活動(NPO)法人 健やかネットワーク
7	委員	平成16年12月21日	高橋 民江	住宅課住宅運営係長
8	委員	平成16年12月21日	伊藤 久雄	計画推進課施設整備係長
9	委員	平成16年12月21日	浅野 洋美	生きがい推進課管理係長
		平成17年4月4日	加藤 和雄	
10	委員	平成16年12月21日	西尾 弘美	保健サービス課保健推進係
11	委員	平成16年12月21日	小林 万里	おとしより保健福祉センター介護予防推進係長 前 おとしより保健福祉センター相談支援係長
12	委員	平成16年12月21日	永井 みどり	おとしより保健福祉センター介護普及係
13	委員	平成16年12月21日	左藤 恵子	赤塚健康福祉センター保健指導係長
14	委員	平成16年12月21日	高橋 武久	赤塚健康福祉センター高齢者福祉係長

	開催日	検討の内容
第1回	平成 17 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防部会・認知症ケア部会の経過</li> <li>・生活圏域の設定</li> <li>・独居ケアの方向性</li> </ul>
第2回	平成 17 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防部会・認知症ケア部会の中間報告</li> <li>・板橋区における生活圏域</li> <li>・みまもりと緊急対応の現状と今後</li> <li>・平成 18 年度以降の高齢者向け住宅施策のあり方</li> <li>・地域密着型サービス事業者の公募について</li> <li>・地域密着型サービス指定の指針</li> </ul>
第3回	平成 17 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着ケア部会の中間報告書(案)</li> </ul>
第4回	平成 17 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度地域密着型サービス事業者公募の実施結果について</li> <li>・地域密着ケア部会報告書(案)</li> </ul>

# 板橋区第3期介護保険事業計画

刊行物番号

17 - 170

平成18年3月発行

発行:板橋区健康生きがい部介護保険課事業計画係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

電話 (03)3579-2358

FAX (03)3579-3402



古紙配合率 100%再生紙を使用しています